

	号外	定価 1部2円	2月提案先延ばしされたに過ぎず、公務運営に支障がある制度導入は容認できない。改めて職員の結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

# 2月議会提案闘争-② 1. 29地公共闘・総務部長交渉中止

## フレックスタイム 2月議会提案見送り

### 県職労・職場の意見届く/4月1日施行を回避

1月21日の人事課総括課長交渉において、フレックスタイム制を一般職員へ拡充させる提案に対し、納得できる回答とは程遠く、課題への具体的な改善回答がないままでの拡充は許されないと再考を求め、1月29日総務部長交渉に臨むこととしていた。

制度拡充に係る課題が大きい県職労は、各支部からの組合員の意見を踏まえ、①フレックスタイム制を導入できる職場体制にない、(公務運営にも支障)、②勤務時間管理が徹底されていない(長時間労働の懸念)、③十分な周知もされていないままでは職場での混乱は避けられない、など課題が山積しており、現在の職場体制での拙速な拡充は受け入れられないことを全体で確認し、地公共闘を通じて、当局に対しフレックスタイム制の拡充提案の撤回を強く求めてきた。

その結果、当局は当初予定されていた総務部長交渉を中止し、地公共闘議長に対し「一定の時間かけて継続協議していく必要から、2月議会定例会での提案を一旦見送る。次年度(9月議会を想定)において再度条例提案をしていきたい」との説明を行った。

提案時期が先延ばしになるも、職場体制の改善はもとより、課題への具体的対策なくして拡充は認められない。県職労は地公共闘に結集し引き続き取組みを強化していく。



#### 【フレックスタイム拡充に対する主要課題】

主要項目	主要課題
導入時の職場環境の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置が手薄の時間がさらに増大。周囲の職員の負担増も。</li> <li>担当職員不在の理由で対応に支障も。県民サービス低下。</li> <li>所属によって公務運営に支障がない判断基準が異なるうえ、生じた課題も所属で解決を求められる。職場に丸投げの労務管理では当局責任を放棄したに等しい。</li> </ul>
勤務時間管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>始業・終業時間の勤務時間管理に問題(隠れ超勤の懸念)。出退勤把握が困難、庶務担当業務が増大になり職員の勤務管理が複雑化。</li> </ul>
長時間労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日最大14時間の勤務が可能となり、長時間労働を助長する懸念も。</li> </ul>
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動直後の職場への混乱は回避するも、体制整備や周知期間は担保されるか。</li> </ul>
上記以外の主要課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護の両立支援に資するか疑問(休暇制度等の拡充こそ行うべき)。</li> <li>新幹線利用等の通勤手当の支給要件への影響も懸念。</li> </ul>

# 社会福祉業務手当 支給額・支給業務一部拡大へ

県職労では、①激増する児童相談所業務に従事する児童福祉司・児童心理司・保健師を対象に支給される社会福祉業務手当額（月額 12,800 円）の改善、②DV法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）に基づく業務の手当対象を求め、11月20日保健福祉部に要求書を提出し、交渉を行ってきた（保健福祉部回答：人事課への要求を含め検討）。

2月1日、当局は県職労に対して、来たる2月県議会に上記①・②に係る特殊勤務手当条例の改正を行う予定であると示した。2月県議会でも可決されれば、2021年4月1日から施行される。

## 【2月議会提案予定概要】

- ①福祉総合相談センター・各児相に係る特殊勤務手当 月額 20,000 円（+7,200 円）
- ②DV法に基づく相談等の業務（拡充）福祉総合相談センター・各児相 月額 12,800 円  
広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター 日額 610 円  
（DV法は会計年度任用職員も当該業務に従事すれば対象となる）

保健福祉部交渉の成果が実り、一部改善となるが、現場実態とすれば業務の困難度に比してまだまだ不十分との意見も。引き続き、各職場からの実態を集約しながら、改善を求めていく。

## 2.3 現業評議会 人事課長交渉(土木部運転技士配置課題)

# 怒 当局 運転技士 必要も… 新規補充示さず

## 「土木部運転技士の将来的ビジョン」検討中に終始 現業評 納得できない/新規補充のビジョン強く求める

2月3日、現業評議会（議長：永洞俊司・畜産研究所分会）は、各振興局土木部の運転技士の新規補充を巡り、村上人事課長と再交渉を行った。



実態を訴える現業評（左）と見解を示す村上人事課長（右）

村上人事課長は、「現時点で振

興局土木部の運転技士の正規職員の新規補充に結論に至っていない」、「振興局土木部の運転業務の在り方・将来的なビジョンを県土整備部と継続協議中。できる限り速やかに策定できるよう努める」との回答に終始した。そのうえで、「任用形態を問わず業務遂行のうえで運転技士の必要性は認められる。暫定的な取り扱いとして会計年度任用職員の任用協議があればそれに応じる」とした。

現業評交渉団は、「運転業務に加え、災害対応や、コロナ対策で振興局内の応援体制などの要請を受ける。公務運営維持のためにも新規の運転技士の配置を前提とすべき」とし、再考を強く求めた。

村上人事課長は、「個人的見解だが、振興局土木部の正規の職員配置が不要と考えていない。ビジョンが策定され、正規の運転技士の新規補充が必要との判断時には年度中の募集もあり得る」と釈明した。

現業評は当局回答への遺憾を表明。正規運転技士配置を前提としたビジョンの早期策定と補充を求めた。当局姿勢は容認できない。補充実現に向け取り組みを強化していく。